



コミュニティ助成事業

《宝くじ普及広報事業》

財団法人自治総合センターは宝くじ収入を財源に、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

【助成対象団体】

市町村・コミュニティ組織（自治会・町内会など）またはコミュニティ組織の連合体・自主防災組織

【助成事業の種類】

1. 一般コミュニティ助成事業

対象 〓 コミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備に関する事業
 助成額 〓 100万円～250万円
 事業例 〓 芝刈機・太鼓・視聴覚機器・コミュニティ掲示板の購入など

2. 緑化推進コミュニティ助成事業

対象 〓 コミュニティ組織による植樹・植栽またはその維持管理を中心とした緑化推進活動
 助成額 〓 50万円～200万円
 事業例 〓 広場・公園などの植樹・植栽、花壇などの造成、苗木・種子の購入など

3. 自主防災組織育成助成事業

対象 〓 自主防災組織、婦人防火クラブまたはその連合体が行う災害の防止活動および軽減活動に直接役立つもの
 助成額 〓 30万円～200万円
 事業例 〓 電池メガホン、可搬式動力ポンプ、救命ボート、簡易資機材倉庫など

4. コミュニティセンター助成事業

対象 〓 住民の需要の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設（自治会集会所など）の建設整備
 助成額 〓 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円が限度
 事業例 〓 談話室、視聴覚室、レクリエーションルームなど

5. 青少年健全育成助成事業

対象 〓 主として小・中学生が参加するソフト事業（親子参加型を優先）
 助成額 〓 30万円～100万円
 事業例 〓 親子で参加するオリエンテーリング、各種レクリエーション大会など

【募集時期】

9月ごろに来年度分を募集予定
 *詳しくは（財）自治総合センターホームページ内コミュニティ助成事業実施要綱のページでも見ることができます。

【申込・問合せ先】 企画財政課

国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療）被保険者証等の更新

【被保険者証（保険証）の更新】

＝8月から保険証が新しくなります＝

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中に交付（郵送など）しますので、記載内容を確認の上、大切にお使いください。

有効期限が切れた保険証は、破棄するか、健康ほけん課（もしくは支所）までお返しくください。

※国民健康保険税や長寿医療（後期高齢者医療）保険料の納付が滞っている人には、有効期限が短い保険証となる場合があります。納付の相談窓口は下記の通りです。早めにご相談ください。

国民健康保険税＝税務課徴収係

長寿医療（後期高齢者医療）保険料＝健康ほけん課国保係

【限度額適用・標準負担額減額認定証の申請】

入院時の一部負担金（保険適用分）および食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」、入院時の一部負担金が自己負担限度額までとなる国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限も、7月31日までとなっています。

現在認定を受けている人で引き続き入院している人は、7月末までに申請の手続きをしてください。また、新しく認定を受けようとする人も申請をしてください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」などの認定の要件

- ・国民健康保険被保険者の場合
⇒国保世帯全員が住民税非課税であること。
- ・長寿医療（後期高齢者医療）被保険者の場合
⇒世帯員全員が住民税非課税であること。
- ・国民健康保険の「限度額適用認定証」には、要件はありません。

○申請時に必要なもの

- ・被保険者証（保険証）
- ・印鑑
- ・過去1年間で90日を超えて入院した人は、入院日数が確認できる領収書などが必要です。

○申請・問合せ先

健康ほけん課国保係、各支所

行政相談所

日時 7月16日(木) 午前10時〜午後4時
場所 福島支所 行政相談員(敬称略) 徳田芳朗 ☎0955-47-2422
問合せ先 福島支所 市民課

認定司法書士無料相談会

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。
日時 7月9日(木) 午後1時〜4時30分
場所 別館多目的相談室
主催 長崎県司法書士会 予約・問合せ先 総務課行政係

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料の軽減措置

所得が少ない人は、次の通り保険料が軽減されます。
①世帯内の「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の人には、**平成20年度と同様に均等割が8・5割軽減**されます。

②①の人のうち、世帯内の「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者全員」が、年金収入80万円以下でその他の各種所得がない世帯の人は、**均等割が9割軽減**されます。

③所得割を負担する人のうち、賦課のもとなる所得金額(総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額)が58万円以下(年金収入が153万円以上211万円以下)の人は、**平成20年度と同様に所得割が5割軽減**されます。

④長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入する前日まで、会社などの健康保険等(国民健康保険は除く)の被扶養者であった人は、**平成20年度と同様に均等割が9割軽減**されます。

※右記の軽減措置以外に、所得状況に応じて均等割額の5割または2割軽減の制度があります。
※これらの軽減措置については、あらかじめ手続きをする必要はありません。

◆保険料の納付が困難なときは、分割納付などの相談に応じていますので、早めに健康ほけん課国保係の窓口にご相談してください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

◆保険料の決定通知書は、7月中旬に郵送しますので確認してください。

【問合せ先】

健康ほけん課国保係
または長崎県後期高齢者医療広域連合
☎095-816-3930

第2回市議会定例会

平成21年第2回市議会定例会が6月5日から19日までの15日間で開催されました。

今議会では、平成21年度補正予算をはじめとする議案など19件について審議が行われました。可決された主な議案は次の通りです。

●平成21年度一般会計補正予算

今回1億4,716万5千円を追加し、予算総額172億9万3千円となりました。

- ◆未収金対策事業 2,165千円
- ◆障害児受入推進事業 1,421千円
- ◆緊急雇用創出事業 5,954千円

◆ふるさと雇用再生特別基金事業 19,458千円

◆地産地消推進事業 543千円

◆外国語活動実践研究事業 360千円

◆豊かな体験活動推進事業 1,710千円

◆運動部活動等活性化推進事業 3,504千円

◆地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業 5,651千円

風力発電の可能性について調査し、建設コストや可能発電量などのデータをまとめ、事業者への風力発電施設導入を促すものです。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、犯罪は社会の大きな関心事となり、重大事件も相次いでいます。安全で安心して暮らせる明るい社

会づくりを目指して地域に根ざした運動を展開します。犯罪のない明るい社会実現のため、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

行動目標 ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう。重点事項 「犯罪や非行をした人たちの就労支援」 問合せ先 福祉事務所福祉総務係